

第 1 3 号議案

桶川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

桶川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する 降任、免職及び休職の手続き及び 効果に関し規定することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する 降給(当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下この条から第3条までにおいて同じ。)の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の特例に関し規定することを目的とする。</p> <p>(降給の事由)</p> <p>第2条 任命権者は、職員の勤務実績がよくない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降給するものとす</p>

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 略

2 職員の意に反する降任 若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面（法第49条第1項の規定による説明書）を、当該職員に交付して行わなければならない。

第3条 略

第4条 略

第5条 略

る。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第3条 略

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面（法第49条第1項の規定による説明書）を、当該職員に交付して行わなければならない。

第4条 略

第5条 略

(失職の特例)

第6条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日によりその職を失う。

第7条 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

職員の意に反する降給の事由及び失職の特例に関する規定を新たに設けたいので、この案を提出するものである。